

都道府県議会議員の選挙区・定数の設定について

－公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第93号)による改正前後の比較表－

改正後	改正前
<p>○選挙区の設定</p> <p>(原則) 都道府県議会議員の選挙区は、</p> <p>①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域 のいずれかによることを基本とし、条例で定める。(法第15条第1項) ※ 市の区域:東京23区は特別区の区域(法第266条第1項)</p> <p>(強制合区) 法第15条第1項の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。(法第15条第2項) ※ 議員一人当たりの人口=都道府県の人口/議員定数</p> <p>(市の区域の任意合区) 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。(法第15条第3項)</p> <p>(町村の区域の取扱い) 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。 (法第15条第4項)</p> <p>(指定都市の区域の取扱い) 指定都市に対し法第15条第1項から第3項までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。 (法第15条第9項)</p>	<p>○選挙区の設定</p> <p>(原則) 都道府県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。(法第15条第1項) ※ 市の区域:東京23区は特別区の区域(法第266条第1項) 指定都市は区の区域(法第269条) 郡の区域:東京都の支庁の所管区域を含む 北海道は支庁(総合振興局・振興局)の所管区域 (法第271条第1項)</p> <p>(強制合区) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区しなければならない。 (法第15条第2項) ※ 議員一人当たりの人口=都道府県の人口/議員定数</p> <p>(任意合区) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区することができる。(法第15条第3項)</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置) 法第15条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができる。 (改正法附則第3条)</p>	<p>(飛地特例) 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合、又は分断されていないが地勢及び交通上これに類似する状況にある場合については、当該各区域又はそれらの区域を合わせた区域を郡の区域とみなすことができる。(法第15条第4項)</p>
<p>(衆議院小選挙区特例) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区に属する区域に分かれている場合については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。 (法第15条第5項)</p>	<p>(衆議院小選挙区特例) 一の郡市の区域が二以上の衆議院小選挙区に属する区域に分かれている場合については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。 (法第15条第5項)</p>
<p>(特例選挙区) 昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、当該区域の人口が議員一人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。 (法第271条)</p>	<p>(特例選挙区) 昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、当該区域の人口が議員一人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、条例で当該区域をもって一選挙区を設けることができる。 (法第271条第2項)</p>
<p>(合併特例) 市町村合併に際して、条例で合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、 ・従前の選挙区によること(従前特例) ・又は合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて一選挙区を設けること(包括特例) ができる。(合併特例法第21条第1項)</p>	<p>(合併特例) 市町村合併により郡市の区域の変更を生ずる場合、条例で合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、 ・従前の選挙区によること(従前特例) ・又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けること(包括特例) ができる。(合併特例法第21条第1項)</p>
<p>(選挙区設定の考慮事項) 法第15条第1項から第4項までの規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。(法第15条第7項)</p>	<p>(強制合区・任意合区の考慮事項) 法第15条第2項及び第3項の規定により、強制合区・任意合区を行う場合においては、行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。(法第15条第7項)</p>
<p>○定数の設定 ・都道府県議会議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第90条第1項) ・各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(法第15条第8項)</p>	<p>○定数の設定 ・都道府県議会議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第90条第1項) ・各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(法第15条第8項)</p>

※ 改正後においても、従前の選挙区をそのまま維持することも可能となっています。

※ 「法」: 公職選挙法

「合併特例法」: 市町村の合併の特例に関する法律